要介護度の認定区分

（表１）

区分	心身の状態の目安
要支援	日常生活はできるが、入浴などに一部介助が必要。
要介護１	立ち上がりや歩行が不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。
要介護２	立ち上がりや歩行などができない。排せつ、入浴などに一部または全体の介助が必要。
要介護３	立ち上がりや歩行などができない。排せつ、入浴などに全面的な介助が必要。
要介護４	日常生活に全面的な介助が必要。
要介護５	意志の伝達が困難。生活全般について全面的な介助が必要。

介護サービスの種類と内容

（表２）

サービスの区分		サービスの内容
居宅サービス	家庭を訪問するサービス	訪問介護	ホームヘルパーが訪問します。
		訪問入浴介護	入浴車で訪問し、入浴の介助をします。
		訪問看護	看護師などが訪問します。
		訪問リハビリテーション	家庭で機能回復訓練をします。
		居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の指導をします。
	日帰りで施設に通うサービス	通所介護	デイサービスセンターでサービスをします。
		通所リハビリテーション	デイケアセンターでサービスをします。
	施設に短期間入所するサービス	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期入所できます。
		短期入所療養介護	老人保健施設などに短期入所できます。
	その他の居宅サービス	介護サービス計画の作成	介護サービスの利用にあたって計画を作成します。
		福祉用具の貸与など	福祉用具の貸与・購入費の支給および住宅改修費の支給を受けることが出来ます。
		痴呆対応型共同生活介護	痴呆性高齢者がグループホームで生活します。（要介護の人のみ）
		特定施設入所者生活介護	ケアハウスなどで介護を受けることが出来ます。
施設サービス	施設に入所するサービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
		介護老人保健施設
		介護療養型医療施設

認定 → 「介護サービス計画」の作成 → サービスの利用

審査会の判定結果をもとに認定し、本人に通知します。認定結果は、要支援・要介護１～５（表１）・非該当に分けられます。

利用者の状態や本人や家族の希望に応じたサービス計画を介護支援専門員と作成します。

サービス計画にそって利用します。利用したサービス（表２）の費用の１割が自己負担となります。

■居宅サービスの利用者負担助成

対象サービス	助成の内容	
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	介護保険料軽減の対象となる人及び所得段階が第１段階の人	10％の自己負担がなるまで助成（5％助成）
	右記以外の人	10％の自己負担が7・5％になるまで助成（2・5％助成）

■介護保険料の軽減

対象となる人	要件	減額後の保険料額
所得段階が第１段階で、次の①～⑥の要件を満たす人（⑤について はいずれかに該当）	①生活保護を受けていない。②本人と家族が市民税非課税。③市民税課税者に扶養されていない。④市民税課税者と生計をともにしていない。⑤の１　本人と家族の前年１年間の収入の合計金額及び当年１年間の収入見込額の合計金額が１３０万円以下（世帯員が３人以上の場合は、１人につき３５万円加算）。⑤の２　本人と家族の前年１年間の収入の合計金額及び当年１年間の収入見込額の合計金額が６５万円以下（世帯員が３人以上の場合は、１人につき１７・５万円加算）。⑥資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる（預・貯金は、１人当り３５０万円以下）。	⑤の１に該当する人　基準額の１／２ ⑤の２に該当する人　基準額の１／４
所得段階が第２段階で、「鳥取市外国人高齢者福祉手当」を受給している人		基準額の１／２

介護保険サービス、保険料などについて説明会を行います

5月24日（土）	10時～11時30分	久松地区公民館
		岩倉地区公民館
		美保地区公民館
	13時30分～15時	醇風地区公民館
		面影地区公民館
		大和地区公民館
5月25日（日）	10時～11時30分	大正地区公民館
		湖山地区公民館
	13時30分～15時	湖南地区公民館
		浜坂地区公民館
5月31日（土）	10時～11時30分	さざんか会館５Ｆ会議室

※高齢社会課では、随時相談に応じます。

■問い合わせ先　高齢社会課（☎20-3174）